

令和5年度 市民税・県民税の申告の手引き

申告書の内容・提出期限について

今回申告していただく所得は、令和4年1月1日から令和4年12月31日までの1年間に発生した所得です。市民税・県民税の申告書は、市民税・県民税、国民健康保険税等の課税資料になるだけでなく、課税証明書、児童手当、児童扶養手当、公営住宅入居等の申請のための基礎資料となります。

申告が必要かは、毎年度、所得や世帯状況等によって変わりますので、2ページのフローチャートでご確認ください。収入がない方でも申告書を提出した方が有利な場合がありますので、必ずご確認ください。

この申告書は、次の方に送付しております。

- ①令和4年度の市民税・県民税申告書を提出した方
- ②市民税・県民税の申告書の送付を希望された方

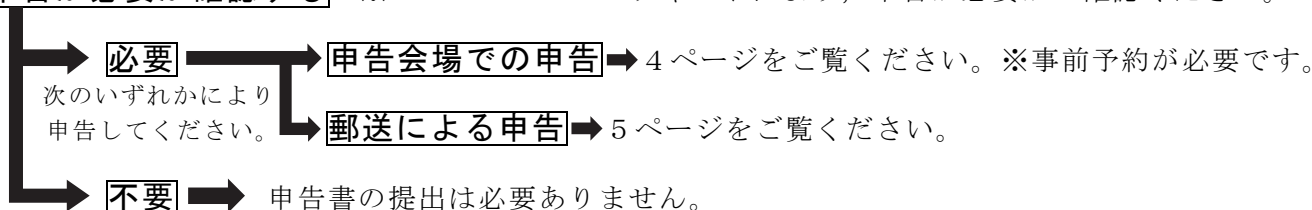
【提出期限】 令和5年3月15日（水）まで

申告受付日程は、別紙リーフレット「令和5年度市民税・県民税申告受付日程」をご覧ください。

申告方法について

以下の流れに沿って申告の手続を行ってください。

申告が必要か確認する ※2ページのフローチャートにより、申告が必要かご確認ください。



申告受付は事前予約制です！

申告受付は全て事前予約制です。事前予約がない場合、当日の申告受付はできません。予約専用ホームページ又は予約専用ダイヤルから予約をお願いします。

予約方法	予約受付期間
予約専用ホームページ URL: https://mitoshi.revn.jp/	1月26日（木）～3月14日（火）
予約専用ダイヤル ☎029-297-6010	1月27日（金）～3月14日（火）

予約方法・予約期間等の詳細は、別紙リーフレット「申告受付は事前予約制です」をご覧ください。

郵送申告にご協力をお願いします

申告書の記入を一部省略できるなど、申告書の提出がしやすくなりました

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送による申告書の提出にご協力ください。

郵送申告については、記入内容等に不足があった場合でも、添付していただいた資料に基づいて職員が計算し適用します。詳細は、5ページ「郵送により申告する場合」をご覧ください。

申告書の作成には「税額シミュレーションシステム」をご利用ください

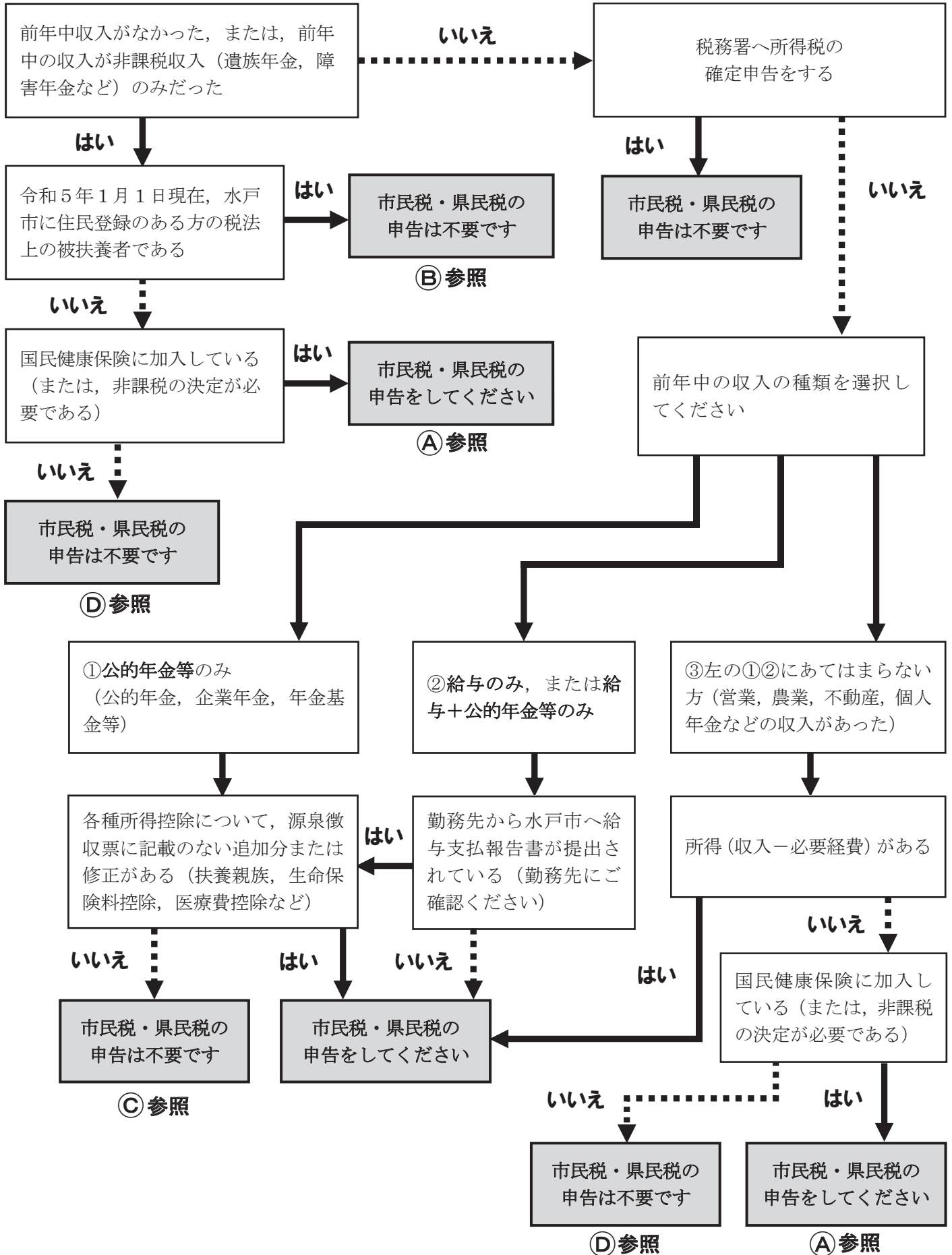
水戸市のホームページから、市民税・県民税申告書の作成・印刷と税額の試算ができます（電子申告は不可）。作成し印刷した申告書の提出により、申告することができます。

水戸市公式ホームページ (<https://www.city.mito.lg.jp>)

トップページ>分類からさがす>暮らし・手続き>税金・寄附>個人市民税>市民税・県民税の試算と申告書の作成ができます

市民税・県民税申告フローチャート（流れ図）

まず、以下の図を参考に、ご自身が市民税・県民税の申告を行う必要があるかご確認ください。
 （対象となる方は、令和5年1月1日に水戸市に住民登録のある方になります。）



① 非課税でも市民税・県民税の申告書を提出する必要がある方

所得の合計が 42 万円以下で、市民税・県民税が非課税となる方でも、次の①～④のいずれかに該当する場合は、水戸市へ市民税・県民税の申告をしてください。

- ① 国民健康保険、後期高齢者医療制度、国民年金、介護保険、児童扶養手当、就学援助、公営住宅、医療福祉費助成制度（マル福制度）等の保険料算定や料率区分判定のために非課税と決定される必要がある方
 - ② ①以外の理由で非課税の証明書が必要な方
 - ③ 所得証明書が必要な方
 - ④ 新型コロナウイルス感染症に関する協力金や貸付等のために、市民税・県民税申告書の写しが必要な方
- ※ 収入が 0 円の方については、申告書記入例が 8 ページにありますので参考にしてください（遺族年金、障害年金については、税法上は 0 円の取扱いになります）。

② 親族の被扶養として申告されているため、申告が不要な方

所得の合計が 42 万円以下で、納税義務者が申告や年末調整（※）であなたを扶養親族としている場合は、あなた自身の申告がなくても非課税と同様の扱いとなります。しかし、あなたを扶養している方が水戸市外に住民登録をしている場合で、あなた自身が①に該当するときは、市民税・県民税申告をしてください。

- ※ 給与所得が 1,000 万円を超えている給与所得者の配偶者（収入なし）は、控除対象配偶者（被扶養者）には該当しないため、原則として配偶者本人の申告が必要です。ただし、給与所得者が確定申告で同一生計配偶者の氏名を記載した場合は、申告は不要です。

③ 課税資料が水戸市に届いているため、申告が不要な方

次の①または②に該当する方は、市民税・県民税の申告をする必要はありません。

- ① 給与収入のみで、勤務先から給与支払報告書（複数ある場合はそのすべて）が水戸市へ提出されている方
 - ② 公的年金等収入のみの方（源泉徴収の対象とならない外国で支払われる年金等の支給を受ける方は除く）
- ※ 申告をしなくても、水戸市に届いた給与や年金の支払報告書に基づき市民税・県民税が決定されますが、扶養控除や社会保険料控除等の所得控除を追加する場合は市民税・県民税申告をしてください。

④ 課税される所得がないため、申告しなくてもよい方

課税される所得がない場合は、市民税・県民税は課税にならないため申告の必要はありません。なお、課税（非課税）証明書や所得証明書が必要な場合等は申告が必要です（①をご覧ください）。

確定申告について

確定申告が必要な主な例

- ・ 公的年金等の収入金額が 400 万円を超える方
- ・ 公的年金等の収入金額が 400 万円以下であるが、それ以外の所得が 20 万円を超える方
- ・ 公的年金等の収入金額が 400 万円以下であるが、所得税が源泉徴収されており、医療費控除等により所得税の還付を受けたい方
- ・ 給与所得者で年末調整を受けていない方（年の途中で退職した方等）
- ・ 給与所得者で年末調整を受けているが、医療費控除等により所得税の還付を受けたい方
- ・ 複数の所得があり、所得税を納税する必要がある方

ご自身で確定申告が必要かどうか判断できない場合は、税務署へお問い合わせください。

所得の内容や金額によっては、税務署への確定申告が必要になる場合があります。詳しくは税務署へお問い合わせください。

水戸税務署：029-231-4211(代)

申告会場で申告をする場合

- ① 申告会場で申告する場合は、別紙リーフレットにより申告日程や会場について確認の上、予約専用ホームページや予約専用ダイヤルにより**必ず事前予約を行ってください**。
- ② 以下の必要書類を用意し、予約した日時に申告会場にお越しください。

必要書類

- ① **収入が分かる書類**（令和4年分（令和4年1月から12月までの内容）の書類）

収入の種類	主な必要書類
年金収入，給与収入	源泉徴収票
一時所得，雑所得等	保険会社から発行された個人年金・満期保険等の支払証明書，シルバー人材センターの配分金，工賃収入が分かる証明書など
営業，農業，不動産収入	収支内訳書 （前年申告している方には，同封して送付しています。収入や必要経費についてまとめた上で，記入をしてください。）

- ② **控除内容が分かる書類**（令和4年分（令和4年1月から12月までの内容）の書類）

控除の種類	主な必要書類			
社会保険料控除	国民健康保険，後期高齢者医療保険，介護保険，国民年金，任意継続等の控除額証明書，納付額確認書または領収書			
勤労学生控除	在学証明書，学生証			
障害者控除	障害者手帳，療育手帳，障害者控除対象者認定書等			
生命保険料控除 地震保険料控除	保険会社から発行される控除証明書			
寄附金税額控除	寄附金の受領書，受領証			
医療費控除	医療費控除の明細書（領収書の添付は不要。詳細は10・11ページ）			
扶養控除 （国外居住者のみ）	日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は，申告の際に親族関係書類と送金関係書類の添付が必要です。			
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>親族関係書類</td> <td>国外居住親族が納税義務者の親族であることを証する書類 例：戸籍謄本，出生証明書等</td> </tr> <tr> <td>送金関係書類</td> <td>国外居住親族の生活費等の送金を各人に行ったことを明らかにする，いずれかの書類 ①金融機関の書類 ②クレジットカードの利用明細書</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 国外居住親族が複数いる場合に扶養控除等の適用を受けるには，送金等は国外居住親族ごとに行う必要があるため，国外居住親族各人の送金関係書類が必要です。</p> <p>※ 「親族関係書類」及び「送金関係書類」が外国語で作成されている場合には，その翻訳文も必要です。</p>	親族関係書類	国外居住親族が納税義務者の親族であることを証する書類 例：戸籍謄本，出生証明書等	送金関係書類
親族関係書類	国外居住親族が納税義務者の親族であることを証する書類 例：戸籍謄本，出生証明書等			
送金関係書類	国外居住親族の生活費等の送金を各人に行ったことを明らかにする，いずれかの書類 ①金融機関の書類 ②クレジットカードの利用明細書			

- ③ **本人確認書類**（番号確認と身元確認ができる証明書の提示または写しの添付が必要です。）

マイナンバーカードをお持ちの方	
マイナンバーカードだけで，本人確認（番号確認と身元確認）ができます。	
マイナンバーカードをお持ちでない方	
次の【番号確認】と【身元確認】のうち，それぞれいずれか1つが必要になります。	
【番号確認】 ・個人番号記載の住民票 ・通知カード（住所や氏名等が，住民票に記載されている内容と一致しているものに限る。）	【身元確認】 ・運転免許証 ・公的医療保険の被保険者証 ・パスポート ・在留カード 等

※ 代理申告の場合は，本人確認書類の【番号確認】に加え，代理権の確認及び代理人の【身元確認】が必要となります。代理権の確認には，任意代理人の場合は委任状が，法定代理人の場合は戸籍謄本等その他のその資格を証明する書類が必要です。

- ④ **令和5年度市民税・県民税申告書**（申告会場に用意がありますので，お持ちの方のみ）

申告書は押印不要ですので，印鑑の持参は不要です。

郵送により申告する場合

郵送により申告する場合は、以下の提出書類を水戸市市民税課宛てに郵送してください。

送付先：〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市市民税課

※ 14ページの申告書送付用の封筒宛名を使用すると、送付先の記入や切手が不要になりますので、御利用ください。

郵送で申告する場合の提出書類

- 1 記入した市民税・県民税申告書 ※記入例等は次ページ以降をご確認ください。
- 2 ①収入が分かる書類、②控除内容が分かる書類（※1）（コピー可）
- 3 本人確認書類（コピー）（※1※2）

※1 必要書類については、「申告会場で申告をする場合」の必要書類欄（4ページ）をご覧ください。なお、一度提出していただいた書類はお返しできませんのでご注意ください。

※2 本人確認書類の免許証等は、必ずコピーを添付してください。

受付印のある申告書の控えが必要な方

受理された申告書の控えが必要な方は、申告書を郵送により提出する際に、返信用封筒（宛名を記入し84円切手を貼ったもの）と申告書のコピーを同封してください。提出いただいた申告書のコピーに受付印を押印したものを返送いたします。

申告書の記入が一部省略できます

年金収入、給与収入、生命保険料控除等の各所得・控除については、源泉徴収票・控除証明書等の添付資料を同封するだけで申告することができます。添付資料をもとに市民税課で各所得・控除額を計算し適用します。記入省略できる対象は、下記の資料に記載されている項目となります。

記入を省略できる添付資料一覧（コピー可）

【収入に関する書類】

- ・給与所得の源泉徴収票
- ・公的年金等の源泉徴収票
- ・個人年金の支払証明書
- ・満期保険金等の支払明細書

【控除に関する書類】

- ・医療費控除の明細書
- ・社会保険料（国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金、任意継続等）の控除額証明書、納付額確認書、領収書
- ・生命保険、地震保険料の控除証明書
- ・寄附金の証明書、受領証
- ・障害者手帳、障害者控除対象者認定書

記入を省略する場合の注意事項

- 1 添付資料だけでは確認が不十分になる場合もあるため、申告書左の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」中の、「⑰～⑲寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除」、「⑳障害者控除」、「㉑～㉒配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」、「㉓扶養控除・16歳未満扶養親族」の欄については、記入をお願いします(申告書右下の「4所得から差し引かれる金額」への控除額の記入は不要)。
- 2 医療費控除の明細を提出する方は、申告書に同封している医療費控除の明細書を提出してください。医療費控除の適用を受けるには医療費控除の明細書の提出が必要です(領収書の添付は不要)。

申告書の記入方法について

記入例① 年金受給者の場合

令和5年度(令和4年分)市民税・県民税(国民健康保険税)申告書

お問合せ番号

水戸市長宛て

提出

有 無

様

現住所	水戸市中央1-4-1		
1月1日現在の住所	同上		
フリガナ	ミト	タロウ	生年月日 明・大(昭) 30・1・1 平・令
氏名	水戸 太郎		
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3		
電話番号	029-224-1111	業種又は職業	年金受給者
世帯主の氏名	水戸 太郎	続柄	本人

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

D	13 社会保険料控除	社会保険の種類 国民健康保険税 国民年金保険料 介護保険料	支払った保険料 12,560 円 15,360 円	社会保険の種類 後期高齢者医療保険料 源泉徴収分 合計	支払った保険料 2,750 円 140,250 円 170,920 円
	E	15 生命保険料控除	新生命保険料の計 旧生命保険料の計	新個人年金保険料の計 旧個人年金保険料の計	介護医療保険料の計 4,251 円
		F	16 地震保険料控除	地震保険料の計 20,150 円	旧長期損害保険料の計
G	17~19 障害者控除	氏名 水戸 一郎 個人番号 5 4 3 2 1 0 6 7 8 9 1 0	障害の程度 身体 精神・その他 3 級	氏名 水戸 一郎 個人番号 5 4 3 2 1 0 6 7 8 9 1 0	障害の程度 身体 精神・その他 3 級
	20 障害者控除	氏名 水戸 一郎 個人番号 5 4 3 2 1 0 6 7 8 9 1 0	障害の程度 身体 精神・その他 3 級	氏名 水戸 一郎 個人番号 5 4 3 2 1 0 6 7 8 9 1 0	障害の程度 身体 精神・その他 3 級
H	21~22 配偶者控除	配偶者の氏名 水戸 花子 個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8	生年月日 明・大(昭) 31・3・10 平・令	配偶者の合計所得金額 0 円	
	23 扶養控除	氏名 水戸 一郎 個人番号 5 4 3 2 1 0 6 7 8 9 1 0	続柄 子 生年月日 明・大(昭) 5・10・3 平・令	同居・別居 同居 控除額 33 万円	
H	16 歳未満扶養対象外親族	氏名 氏名 氏名	続柄 続柄 続柄	生年月日 生年月日 生年月日	平成 令和
	25 雑損控除	損害の原因 損害金額	損害年月日	損害を受けた資産の種類 保険金などで補てんされる金額 差引損失額のうち災害関連支出の金額	
H	26 医療費控除	支払った医療費等 182,000 円	保険金などで補てんされる金額 2,000 円		

1 収入金額	事業	営業等	ア	円
	農業	イ		
	不動産	ウ		
	利配給	子当与		
	雑業	業務	キ	2,100,000
	その他	ケ		300,000
	短期	ク		
	長期	コ		
	一時	カ		
	2 所得金額	事業	営業等	①
農業		②		
不動産		③		
利配給		④		
雑業		⑤		
その他		⑥		
合計(①~⑥)		⑦		1,000,000
雑業		⑧		
その他		⑨		30,000
合計(⑦~⑨)		⑩		1,030,000
総合譲渡・一時	⑪			
合計(①~⑥+⑩+⑪)	⑫		1,030,000	
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	13	170,920	
	小規模企業共済等掛金控除	14		
	生命保険料控除	15	32,221	
	地震保険料控除	16	10,075	
	寡婦・ひとり親控除	17~18		
	勤労学生・障害者控除	19~20	260,000	
	配偶者(特別)控除	21~22	330,000	
	扶養控除	23	330,000	
	基礎控除	24	430,000	
	雑損控除	25		
医療費控除	26	128,500		
合計(13~26)	27	1,691,716		

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和5年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法

給与から差し引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(マイナンバー)(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

地方税法附則第4条の4の規定の適用する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。裏面にも記載する欄がありますので、注意してください。



申告書の提出については、郵送申告にご協力をお願いします

郵送申告については、記入内容等に不足があった場合でも、添付していただいた資料に基づいて職員が計算し適用します。申告書に記入を省略できる所得・控除の一覧については、5ページの「記入を省略できる添付資料一覧」をご覧ください。ただし④と⑥（左の記入例①を参照）については、添付資料だけでは確認が不十分な場合もあるため、必ずご記入ください。

(例) 左の「記入例①」で記入省略をして郵送申告する場合の提出方法

①欄の氏名等と②欄のひとり親・障害・扶養等の内容だけ記入してください。申告書左側「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の③～⑤及び⑥と、申告書右側の「1収入金額等」「2所得金額」「4所得から差し引かれる金額」の欄は記入する必要はありません。ただし、①収入が分かる書類（源泉徴収票、個人年金の支払証明書）、②控除内容が分かる書類（社会保険、生命保険、地震保険の控除証明書等・障害者手帳のコピー、医療費控除の明細書）、③本人確認書類を添付して申告書を郵送してください（①～③は4ページ参照）。

申告書の記入にあたって、所得・控除額の計算方法については12～13ページ、添付資料については4ページ、郵送する場合の方法については5ページに記載がありますので、参考にしてください。

氏名等の記入 ①欄

住所、氏名、生年月日、マイナンバー（個人番号）、電話番号、業種又は職業、世帯主の氏名及び続柄を記入してください。

収入・所得金額等の記入

公的年金等収入（厚生年金など） ②欄

日本年金機構など、公的年金等の支払者から送付される「令和4年分 公的年金等の源泉徴収票」をもとに支払金額を「公的年金等 キ」の欄に、所得の額（雑所得）を「公的年金等 ⑦」の欄に記入してください。（所得の計算は12ページ参照）

※年金支払者が発行する源泉徴収票を添付してください。

※遺族年金や障害年金は非課税所得となります。8ページの「記入例③」を参照して申告書を記入してください。

その他雑所得（個人年金など） ③欄

個人年金の支払金額を「その他 ケ」に記入し、支払金額から必要経費を差し引いた額を「その他 ⑨」に記入してください。

※個人年金の支払額、必要経費（掛金）については、保険会社から発行される個人年金の支払明細書に記載されています。

※個人年金の支払明細書を添付してください。（名称は、年金のお知らせ、支払確認書など保険会社によって異なります。）

所得から差し引かれる金額等（所得控除）の記入

社会保険料控除 ④欄

令和4年中に国民健康保険・国民年金・健康保険・介護保険・後期高齢者医療保険・雇用保険などに支払った金額全額が控除額となります。源泉徴収票に記載されているものはその金額を、それ以外の場合は支払ったことがわかるものをもとに支払った金額を記入してください。

※社会保険料の支払額がわかる証明書、確認書等を添付してください。

※源泉徴収票の「社会保険料等の金額」欄に記載された金額を記入する場合は、「社会保険の種類」欄に「源泉徴収分」と記入してください。

※納税義務者が、生計を一にする配偶者その他の親族の社会保険料を支払った場合は申告することができます。

※公的年金等からの天引き分・口座振替分は、本人以外が申告することはできません。

生命保険料控除 ⑤欄

令和4年中に支払った保険料を記入してください。※保険会社が発行する控除証明書を添付してください。

※新（旧）生命保険料、新（旧）個人年金保険料、介護医療保険料の区分は、保険会社などが発行する控除証明書に記載されています。

地震保険料控除 ⑥欄

令和4年中に支払った保険料を記入してください。※保険会社が発行する控除証明書を添付してください。

※地震保険、旧長期損害保険の契約の区分は、保険会社などが発行する証明書に記載されています。

配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、障害者控除等 ⑦欄

(1) ご自身と生計を一にする配偶者（令和4年中の合計所得金額が133万円以下）又はその他の親族（令和4年中の合計所得金額が48万円以下）の方がいる場合は、「⑧～⑩配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者」、「⑪扶養控除」、「16歳未満扶養親族」の欄に、氏名、続柄、生年月日、同別居の区分、個人番号を記入してください。また、別居の扶養親族等がいる場合は、裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」にも、氏名、住所（令和5年1月1日に住民登録していた住所）、個人番号を記入してください。

※配偶者が同一生計配偶者で、ご自身の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、□（同一生計配偶者）をチェックしてください。同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者（事業専従者を除く）で合計所得金額が48万円以下の方です。

(2) 本人、同一生計配偶者（控除対象配偶者を含む）、扶養親族のうち障害者の方がいる場合は、「⑫障害者控除」欄に氏名、障害の程度、個人番号を記入してください。※障害者手帳、障害者控除対象者認定書等のコピーを添付してください。

(3) 寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除に該当する場合は、「⑬寡婦控除」、「⑭ひとり親控除」、「⑮勤労学生控除」の欄に記入してください。※該当条件等については、13ページを参照。勤労学生の場合は学生証のコピーを添付。

医療費控除 ⑯欄 ※医療費控除の詳細は、10～11ページを参照してください。

令和4年中に支払った医療費などが該当します。「⑯医療費控除」欄の「支払った医療費等」と「保険金などで補てんされる金額」を記入してください。セルフメディケーション税制を利用する場合は、「支払った医療費等」欄に支払った特定一般用医薬品等購入費を記入してください。

※医療費控除の適用を受ける場合は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です。

※セルフメディケーション税制の場合は、「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が必要です。領収書の添付は不要です。

記入例② 工賃の申告をする場合

(記入例は、就労支援施設等での工賃を想定しています)

令和5年度(令和4年分)市民税・県民税(国民健康保険税)申告書

住所 水戸市中央1-4-1

氏名 水戸 太郎

個人番号 1121314151617181911213

電話番号 029-224-1111

世帯主の氏名 水戸 太郎

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除 国民健康保険料 国民年金保険料 介護保険料 新生命保険料の計 旧生命保険料の計 旧長期損害保険料の計

生命保険料控除 旧生命保険料の計 旧個人年金保険料の計

1 収入金額等

1 給与収入等 50,000

2 所得金額

1 給与所得等 (特) 0

2 雑所得等 (特) 0

3 合計(①+②) 0

4 合計(①+②+③) 0

1 住所、氏名、生年月日、マイナンバー(個人番号)、電話番号、業種又は職業、世帯主の氏名及び続柄を記入してください。

2 工賃収入は、雑所得に該当する(給与収入ではありません)ので、収入の雑「業務ク」の欄に1月～12月分の収入金額を記入します。

3 就労支援施設などで工賃収入を得ている方は、家内労働者に該当するため、工賃収入55万円までは所得0円となります。所得の「業務⑧」、「合計⑩」、「合計⑫」の欄に「0」と記入してください。家内特例を申告していることが分かるように「業務⑧」の所得金額の左側に「特」を記入してください。

4 その他
ほかに障害者控除等を申告する場合は、⑩障害者控除の欄に氏名等を記入し、障害者手帳のコピーを添付してください。

5 工賃の収入金額が55万円以下の場合には必要経費に収入金額と同額を記入します。工賃の収入金額が55万円より大きい場合は、必要経費を55万円と記入します。ご自身で計算した必要経費の方が55万円より大きい場合は、家内特例を適用せず、その金額を記入してください。表面の所得の欄もその金額で計算してください。

裏面

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
工賃	〇〇施設	50,000	50,000

記入例③ 収入が0円の場合

(遺族年金、障害年金の方を含む)

令和5年度(令和4年分)市民税・県民税(国民健康保険税)申告書

住所 水戸市中央1-4-1

氏名 水戸 太郎

個人番号 1121314151617181911213

電話番号 029-224-1111

世帯主の氏名 水戸 太郎

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除 国民健康保険料 国民年金保険料 介護保険料 新生命保険料の計 旧生命保険料の計 旧長期損害保険料の計

生命保険料控除 旧生命保険料の計 旧個人年金保険料の計

1 収入金額等

1 給与収入等 0

2 所得金額

1 給与所得等 0

2 雑所得等 0

3 合計(①+②) 0

4 合計(①+②+③) 0

1 住所、氏名、生年月日、マイナンバー(個人番号)、電話番号、業種又は職業、世帯主の氏名及び続柄を記入してください。

2 ⑫合計の欄に「0」と記入してください。
※ 収入金額が0円の場合、この記入のみで非課税が決定されます。

裏面

17 令和4年中に所得(収入)のなかった方は、下記により生活の根拠を記入してください。

<input type="checkbox"/> 下記の者に扶養又は仕送り等の援助を受けていた。 氏名 続柄 住所 職業 勤務先等	<input checked="" type="checkbox"/> 非課税所得を受給していた。 遺族年金(障害年金) 雇用保険 生活保護 3 受給期間 R4年1月からR4年12月 受給額 600,000 円
	<input type="checkbox"/> その他(例:養育費、傷病手当等) 4 { }

3 該当するものに☑をつけ、記入してください。遺族年金、障害年金、生活保護など非課税所得のみ受給している場合は、3に☑をつけ、記入してください(記入例を参考にしてください)。
※ 遺族年金等は非課税所得のため、表面の収入金額の欄への記入は不要です。
※ 遺族年金等の通帳の写しの添付は不要です。

住民税申告に関する留意事項について

住民税の非課税について

市民税・県民税は、均等割（一定額（6,000円）の負担）と所得割（所得金額に応じた負担）の2種類で構成されており、非課税の判定については下表のとおりです。

区 分	該 当 者
均等割も所得割も課税されない方	・ 1月1日現在、生活保護法による生活扶助を受けている方 ・ 未成年者（平成17年1月3日以降生まれで婚姻歴がない方）・ひとり親・寡婦・障害者に該当する方で、前年の合計所得金額（※1）が135万円以下の場合
均等割が課税されない方	前年の合計所得金額（※1）が次の金額以下の方 ・ 本人のみの場合 420,000円 ・ 扶養親族がいる場合 $320,000円 \times (1 + \text{同一生計配偶者及び扶養親族}(\text{※3})\text{の数}) + 289,000円$
所得割が課税されない方	前年の総所得金額等（※2）が次の金額以下の方 ・ 本人のみの場合 450,000円 ・ 扶養親族がいる場合 $350,000円 \times (1 + \text{同一生計配偶者及び扶養親族}(\text{※3})\text{の数}) + 420,000円$

※1 合計所得金額とは、給与、年金等の総所得（申告書⑫の金額）、山林・退職所得及び分離課税所得の合計額で、損失の繰越控除、分離課税に係る特別控除を適用する前の金額

※2 総所得金額等とは、合計所得金額に損失の繰越控除を適用した後の金額

※3 扶養親族には、16歳未満の扶養親族（年少扶養）を含みます。

寄附金税額控除について

市民税・県民税で寄附金税額控除の申告をする場合は、申告書裏面の「15 寄附金に関する事項」欄に、下表の区分のとおり記入をお願いします。ただし、市民税・県民税で寄附金税額控除の対象となる場合は、原則として所得税の寄附金控除の対象となるため、所得税の寄附金控除の適用を受ける場合は、所得税の確定申告書を税務署に提出してください。所得税の確定申告書を提出した場合は、市民税・県民税の申告は不要です。

ふるさと納税ワンストップ特例制度の申請をした方が市民税・県民税申告書又は確定申告書を提出した場合は、特例の適用を受けられなくなりますので、申告の際は、特例分を含む全ての寄附金を申告してください。

区 分	内 容
都道府県、市区町村分（特例控除対象）	ふるさと納税（各都道府県、市区町村への寄附）、災害義援金など
茨城県共同募金会、日赤茨城県支部分	茨城県共同募金会、日本赤十字社茨城県支部への寄附など
条例指定分（茨城県）	茨城県が条例で指定した団体への寄附
条例指定分（水戸市）	水戸市が条例で指定した団体への寄附

上場株式等の特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額の課税方式の選択について

市民税・県民税の納税通知書が送達されるまでに確定申告書とは別に「市民税・県民税申告書付表（上場株式等に係る特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額の課税方式選択用）」を提出することで、所得税とは異なる課税方式（申告不要、総合課税、分離課税）を選択できます（選択できるのは令和5年度（4年分）申告まで）（例：所得税では総合課税で申告、市民税・県民税では申告不要）。市民税・県民税申告書付表は、市ホームページからダウンロードしていただくか、市窓口で配布しております。

なお、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料その他市の行政サービスの一部は、主に市民税・県民税の所得金額をもとに決定されるため、申告の課税方式によって保険料等が変更になる場合があります。申告にあたっては、総合的にご検討いただいた上でご申告をお願いします。

◎ 確定申告書の提出による課税方式の選択について

上場株式等の特定配当等・特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について、所得税では総合課税・分離課税で申告する場合に、市・県民税では申告不要とするときは、所得税の確定申告書の提出のみで手続きが完結します。

所得税の確定申告書第2表（裏面下段）の「住民税・事業税に関する事項」に「特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要」欄に「○」を記入してください。確定申告書で市・県民税の申告不要を選択した場合は、市民税・県民税の申告書の提出は不要になります。

※ 上場株式等の配当等のうち大口株主等が支払を受けるもの、非上場株式の配当等、特定口座（源泉口座）以外の上場株式等の譲渡所得等又は非上場株式の譲渡所得等を有する場合は、市・県民税では申告不要にすることができないため、「○」を記入することはできません。

※ 市・県民税において所得税とは異なる繰越損失額を申告する場合なども「○」を記入することはできません。また、このような場合は、別途、市民税・県民税申告書の提出が必要となります。

医療費控除について

○医療費控除を受けるには？（領収書の添付では、医療費控除を受けられません）

- ・「医療費控除の明細書」をご自身で作成しご提出ください。→11 ページ参照
（「医療費控除の明細書」は、申告書に同封して送付しています。）
- ・「医療費控除の明細書」にご加入の健康保険組合等からの「医療費通知」を添付すれば一部の記入を省略することができます。→11 ページ参照
- ・セルフメディケーション税制による医療費控除の特例の適用を受ける場合は「セルフメディケーション税制の明細書」を作成しご提出ください。→この明細書は市ホームページからダウンロードできます。

○医療費控除の対象

医療費控除の対象となるもの

- 医師・歯科医師による診療費
- 治療・療養に必要な医薬品の購入費
- 治療のためのあん摩、マッサージその他施術費など（医師・マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師など※資格者による施術に限る）

医療費控除の対象とならないもの

- 感染症対策のためのマスク・消毒液等
- 健康増進や疾病予防などのための医療品の購入費
- 人間ドックなどの健康診断、予防接種の費用など（ただし、健康診断の結果、重大な疾病が発見され、かつ、引き続きその疾病の治療をした場合には、健康診断の費用も医療費控除に該当します。）
- 公共交通機関以外の費用（タクシー代、ガソリン代、駐車場代など）（原則として対象外です。）

○注意事項

※明細書の記入内容の確認のため、市から領収書（医療費通知に係るものを除きます。）の提示又は提出を求められる場合がありますので、申告から5年間はご自身で保存してください。

※介護保険制度を利用し施設サービスや居宅サービスを受けているときは、事業者が発行する領収書に医療費控除の対象として記載されている金額のみが医療費控除の対象となります。

【各控除の詳細及び比較表】（適用は選択制）

	医療費控除	セルフメディケーション税制による医療費控除の特例(※3)
対象医療費	自己又は自己と生計を一にする配偶者や親族のために支払った医療費	自己又は自己と生計を一にする配偶者や親族のために支払った特定一般用医薬品等購入費（一定の取組みに要した費用は対象外）
必要書類	・医療費控除の明細書(※1) (11 ページに作成例) ・医療費通知（原本）（詳細は 11 ページ）	・セルフメディケーション税制の明細書（※4）
計算方法	次の(1)(2)のいずれか多い方（いずれも 200 万円が限度額） (1)（支払った医療費－保険等により補てんされた金額）－（総所得金額等（※2）×5%） (2)（支払った医療費－保険等により補てんされた金額）－10 万円	（支払った特定一般用医薬品等購入費－保険金等で補てんされた金額）－1 万 2 千円（8 万 8 千円が限度額）

(※1) 医療費の領収書（医療費通知を添付したものを除く）は、自宅で5年間保管してください。

(※2) 総所得金額等の内容は、住民税の非課税について（9 ページ）の※2 部分を参照

(※3) 健康維持及び疾病予防への一定の取組を行う方が、特定一般医薬品等を購入した場合の控除

(※4) 対象医薬品を購入した際の領収書及び一定の取組を行ったことを明らかにする書類は、自宅で5年間保管してください。

医療費控除の明細書の作成例

1. 医療費通知書を添付する場合

医療費通知（原本）を添付することで明細部を省略することができます。

医療費通知を添付する場合は、右記(1)～(3)を記入してください。

※医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

- ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称 ⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
120,000 円	ア 120,000 円	イ 5,000 円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。

(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

2. 医療費（上記1以外）の明細を記入する場合

「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

※「1 医療費通知書を添付する場合」において申告した医療費については、記入不要です。

(例) 水戸 太郎さんと妻 花子さんのケース（生計を一にしている夫婦で、太郎さんが花子さんの医療費を支払った場合）

太郎さん 11月18日 A病院で診療：6,500円 通院費（JR、◎◎バス） 往復780円

12月12日 A病院で診療：6,500円 通院費（JR、◎◎バス） 往復780円

12月28日 B薬局で医薬品購入：5,500円

花子さん 12月10日 A病院で診療：2,000円 A病院の診療に対しておいた保険金 1,000円

※「□その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療器具の購入などがある場合にチェックします。

※ 通院費は、原則として、病院・人ごとにまとめて記入してください。

※ 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
水戸 太郎	A病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	13,000 円	円
〃	A病院への通院費	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	1,560	
〃	B薬局	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	5,500	
水戸 花子	A病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	2,000	1,000
2 の 合 計			ウ 22,060	エ 1,000

最後に、上記1と2で記入した金額を合計し、記入します。

医療費の合計	A (ア+ウ)	142,060 円	B (イ+エ)	6,000 円
--------	---------	-----------	---------	---------

「医療費控除の明細書」の「3 控除額の計算」については、記載の計算式のとおり記入してください。記入できない場合は、空欄のまま提出してください。

<よくある質問>

Q1：母の医療費を子である私が支払いました。母の医療費は、私の医療費控除の対象となりますか？

A1：母があなたと生計を一にしており、あなたが医療費を支払った場合は、あなたの医療費控除の対象となります。

Q2：まだ1年分の医療費通知がそろわないのですが、どうすれば良いですか？

A2：医療費通知に記載のない支払済みの医療費については、領収書を元に、医療費控除の明細書の「2 医療費（上記1以外）の明細」にご記入ください。

◎所得関係（令和4年1月1日から令和4年12月31日まで）

種類	内容	
営業等	小売業、製造業、建設業、運輸業、サービス業などから生じる所得 ※300万円以下の事業収入は、記帳・帳簿がない場合、雑所得となる場合があります。また、収入にかかわらず記帳・帳簿があっても、事業として認められるかどうかを個別に判断することとなる場合があります。	
農業	農作物の生産などから生じる所得	
不動産	地代、家賃、礼金、更新料などの所得	
利子	国外で支払われる預金等の利子など源泉徴収されないものによる所得	
配当	株式の配当、投資信託の収益の分配金などの所得 ※上場株式など、地方税（配当割）が特別徴収されているものは申告不要を選択できます。 ※配当の事務取扱者が発行する配当金計算書などを添付してください。	
給与収入	給与・賃金・賞与などの収入 ※所得への換算は下記①を参照してください。	
専従者給与	あなたが事業専従者の場合は、給与収入として記入してください。 事業専従者は、事業主と生計を一にする配偶者・その他15歳以上の親族で、6か月を超える期間を事業主の経営する事業に専ら従事した者に限られます。なお、事業専従者を、同一生計配偶者、配偶者特別控除、扶養控除の対象とすることはできません。	
雑	公的年金等収入	厚生年金・国民年金・共済年金・その他の年金収入 ※所得への換算は下記②を参照してください。
	業務	事業、給与などにあてはまらない継続した取引（副業等）の所得
	その他雑	個人年金・互助年金・簡保の定期年金・原稿料・印税などの所得
総合譲渡	土地建物以外の資産の譲渡による所得	
一時	生命保険の満期返戻金、競馬・競輪などの払戻金、賞金、懸賞当せん金など一時的な所得 ※生命保険の満期返戻金の必要経費は支払った掛金です。保険会社が発行する明細などでご確認ください。 ※所得金額は、収入から必要経費を差し引き、さらに特別控除50万円を差し引いた額です。（赤字の場合は0円） ※課税計算は、所得金額を2分の1にした額で行います。	
分離課税の所得	土地建物の譲渡、株式の譲渡、先物取引による所得（詳しくはお問い合わせください。）	

①給与等所得金額計算表

給与等の収入金額	給与所得の金額
1円～1,618,999円	収入－550,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円～1,799,999円	収入÷4（千円未満切捨）×2.4+100,000円
1,800,000円～3,599,999円	収入÷4（千円未満切捨）×2.8－80,000円
3,600,000円～6,599,999円	収入÷4（千円未満切捨）×3.2－440,000円
6,600,000円～8,499,999円	収入×0.9－1,100,000円
8,500,000円以上	収入－1,950,000円

◎事業所得者の主な必要

租税公課	事業税、固定資産税など
水道光熱費	電気、ガス、水道料金など
旅費通信費	交通費、電話料金など
広告宣伝費	広告料、名入タオル代など
修繕費	店舗、自動車、事業用の機械の修理代など
消耗品費	文房具、ガソリン代など
雇人費	従業員に対する給与など
地代家賃	店舗、事業所の家賃など
借入金利子	事業用借入金の利子
減価償却費	店舗、自動車、事業用の機械の償却費

◎所得金額調整控除

次の1又は2に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。	
1	給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合 ア. 特別障害者に該当する イ. 年齢23歳未満の扶養親族を有する ウ. 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する 所得金額調整控除額＝（給与等の収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円）×10％ ※ 給与所得から控除額を差し引いた額を申告書表面「給与⑥」の欄に記入します。
2	給与所得及び公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合 所得金額調整控除額＝（給与所得の金額（※1）＋公的年金等に係る雑所得の金額（※1））－10万円 ※1 10万円を超える場合は10万円 ※2 1の所得金額調整控除の適用を受ける場合は、その控除後の金額から控除します。

②公的年金等の所得金額計算表 ※65歳以上…昭和33年1月1日以前生まれの人

年齢	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
65歳以上	1円～ 3,299,999円	収入－ 1,100,000円	収入－ 1,000,000円	収入－ 900,000円
	3,300,000円～ 4,099,999円	収入×0.75－ 275,000円	収入×0.75－ 175,000円	収入×0.75－ 75,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	収入×0.85－ 685,000円	収入×0.85－ 585,000円	収入×0.85－ 485,000円
	7,700,000円～ 9,999,999円	収入×0.95－ 1,455,000円	収入×0.95－ 1,355,000円	収入×0.95－ 1,255,000円
	10,000,000円以上	収入－ 1,955,000円	収入－ 1,855,000円	収入－ 1,755,000円
65歳未満	1円～ 1,299,999円	収入－ 600,000円	収入－ 500,000円	収入－ 400,000円
	1,300,000円～ 4,099,999円	収入×0.75－ 275,000円	収入×0.75－ 175,000円	収入×0.75－ 75,000円
	4,100,000円～ 7,699,999円	収入×0.85－ 685,000円	収入×0.85－ 585,000円	収入×0.85－ 485,000円
	7,700,000円～ 9,999,999円	収入×0.95－ 1,455,000円	収入×0.95－ 1,355,000円	収入×0.95－ 1,255,000円
	10,000,000円以上	収入－ 1,955,000円	収入－ 1,855,000円	収入－ 1,755,000円

◎市民税・県民税控除関係

種 類	内 容																																																	
社会保険料控除	納税義務者が、納税義務者又は納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている社会保険料を支払った場合 ※社会保険料とは、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、健康保険（任意継続含む）の保険料等 ※生計を一にする配偶者等の公的年金から特別徴収されている社会保険料、配偶者名義等からの口座振替分は控除対象外																																																	
生命保険料控除	【控除額計算表】 一般生命保険料控除・個人年金保険料控除・介護医療保険料控除の合計控除額（上限 70,000 円）																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">新制度：一般生命・個人年金・介護医療保険料の控除額計算表【表 1】（平成 24 年 1 月 1 日以降に締結した契約）</th> </tr> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000 円以下</td> <td>支払額全額</td> </tr> <tr> <td>12,000 円超～32,000 円以下</td> <td>支払額×1/2+6,000 円</td> </tr> <tr> <td>32,000 円超～56,000 円以下</td> <td>支払額×1/4+14,000 円</td> </tr> <tr> <td>56,000 円超～</td> <td>28,000 円（上限）</td> </tr> </tbody> </table>	新制度：一般生命・個人年金・介護医療保険料の控除額計算表【表 1】（平成 24 年 1 月 1 日以降に締結した契約）		支払保険料	控 除 額	12,000 円以下	支払額全額	12,000 円超～32,000 円以下	支払額×1/2+6,000 円	32,000 円超～56,000 円以下	支払額×1/4+14,000 円	56,000 円超～	28,000 円（上限）	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">旧制度：一般生命・個人年金保険料の控除額計算表【表 2】（平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した契約）</th> </tr> <tr> <th>支払保険料</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>15,000 円以下</td> <td>支払額全額</td> </tr> <tr> <td>15,000 円超～40,000 円以下</td> <td>支払額×1/2+7,500 円</td> </tr> <tr> <td>40,000 円超～70,000 円以下</td> <td>支払額×1/4+17,500 円</td> </tr> <tr> <td>70,000 円超～</td> <td>35,000 円（上限）</td> </tr> </tbody> </table>	旧制度：一般生命・個人年金保険料の控除額計算表【表 2】（平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した契約）		支払保険料	控 除 額	15,000 円以下	支払額全額	15,000 円超～40,000 円以下	支払額×1/2+7,500 円	40,000 円超～70,000 円以下	支払額×1/4+17,500 円	70,000 円超～	35,000 円（上限）																								
新制度：一般生命・個人年金・介護医療保険料の控除額計算表【表 1】（平成 24 年 1 月 1 日以降に締結した契約）																																																		
支払保険料	控 除 額																																																	
12,000 円以下	支払額全額																																																	
12,000 円超～32,000 円以下	支払額×1/2+6,000 円																																																	
32,000 円超～56,000 円以下	支払額×1/4+14,000 円																																																	
56,000 円超～	28,000 円（上限）																																																	
旧制度：一般生命・個人年金保険料の控除額計算表【表 2】（平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した契約）																																																		
支払保険料	控 除 額																																																	
15,000 円以下	支払額全額																																																	
15,000 円超～40,000 円以下	支払額×1/2+7,500 円																																																	
40,000 円超～70,000 円以下	支払額×1/4+17,500 円																																																	
70,000 円超～	35,000 円（上限）																																																	
※一般生命保険料と個人年金保険料について新契約と旧契約の両方がある場合は、新契約・旧契約によりそれぞれ算出した合計した金額【上限 28,000 円】。ただし、旧契約のみで算出した金額が 28,000 円を超える場合は旧契約のみで算出した金額【上限 35,000 円】。 ※控除額の計算において算出した金額は、それぞれ小数点以下を切り上げます。																																																		
地震保険料控除	【控除額計算表】 地震保険契約分と旧長期損害保険契約分を合計して上限 25,000 円																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>支払保険料</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">地震保険料分</td> <td>50,000 円以下</td> <td>支払額×1/2</td> </tr> <tr> <td>50,000 円超～</td> <td>25,000 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旧長期損害保険料分</td> <td>5,000 円以下</td> <td>支払額全額</td> </tr> <tr> <td>5,000 円超～15,000 円以下</td> <td>支払額×1/2+2,500</td> </tr> <tr> <td></td> <td>15,000 円超～</td> <td>10,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	支払保険料	控 除 額	地震保険料分	50,000 円以下	支払額×1/2	50,000 円超～	25,000 円	旧長期損害保険料分	5,000 円以下	支払額全額	5,000 円超～15,000 円以下	支払額×1/2+2,500		15,000 円超～	10,000 円	※地震保険料 損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料を支払ったもの ※旧長期損害保険料 保険期間または共済期間が 10 年以上で満期返戻金のあるもの ※一つの保険が地震保険料と旧長期損害保険料の両方に該当する場合は、いずれかを選択して計算します。																																
区 分	支払保険料	控 除 額																																																
地震保険料分	50,000 円以下	支払額×1/2																																																
	50,000 円超～	25,000 円																																																
旧長期損害保険料分	5,000 円以下	支払額全額																																																
	5,000 円超～15,000 円以下	支払額×1/2+2,500																																																
	15,000 円超～	10,000 円																																																
寡婦・ひとり親控除	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>該 当 者</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>寡 婦 控 除</td> <td>夫と離婚した後婚姻していない方で、子以外の扶養親族のいる方 夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が不明の方</td> <td>260,000 円</td> </tr> <tr> <td>ひとり親控除</td> <td>婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等が 48 万円以下）がいる単身の方</td> <td>300,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	該 当 者	控 除 額	寡 婦 控 除	夫と離婚した後婚姻していない方で、子以外の扶養親族のいる方 夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が不明の方	260,000 円	ひとり親控除	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等が 48 万円以下）がいる単身の方	300,000 円	※どの区分の場合も納税義務者の合計所得金額 500 万円以下が条件 ※住民票の続柄に「夫（未届）」「妻（未届）」の記載があると適用対象外																																							
	区 分	該 当 者	控 除 額																																															
寡 婦 控 除	夫と離婚した後婚姻していない方で、子以外の扶養親族のいる方 夫と死別した後婚姻していない方又は夫の生死が不明の方	260,000 円																																																
ひとり親控除	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（総所得金額等が 48 万円以下）がいる単身の方	300,000 円																																																
勤労学生控除	納税義務者が学生・生徒で合計所得金額が 75 万円以下であって、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得が 10 万円以下である場合 控除額 260,000 円																																																	
障害者控除	納税義務者又は同一生計配偶者（控除対象配偶者を含む）若しくは扶養親族が障害者である場合																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>該 当 者</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障 害 者</td> <td>身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方など</td> <td>260,000 円</td> </tr> <tr> <td>特別障害者</td> <td>障害者のうち、身体 1・2 級、精神 1 級、療育④・Aの方など</td> <td>300,000 円</td> </tr> <tr> <td>同居特別障害者</td> <td>同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、かつ、納税義務者又は納税義務者の同一生計配偶者若しくは納税義務者と生計を一にしているその他の親族のいずれかが当該特別障害者と同居を常に行っている方</td> <td>530,000 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	該 当 者	控 除 額	障 害 者	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方など	260,000 円	特別障害者	障害者のうち、身体 1・2 級、精神 1 級、療育④・Aの方など	300,000 円	同居特別障害者	同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、かつ、納税義務者又は納税義務者の同一生計配偶者若しくは納税義務者と生計を一にしているその他の親族のいずれかが当該特別障害者と同居を常に行っている方	530,000 円	※障害者控除対象者認定書でも障害者控除を受けられます。																																				
区 分	該 当 者	控 除 額																																																
障 害 者	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳をお持ちの方など	260,000 円																																																
特別障害者	障害者のうち、身体 1・2 級、精神 1 級、療育④・Aの方など	300,000 円																																																
同居特別障害者	同一生計配偶者又は扶養親族が特別障害者に該当し、かつ、納税義務者又は納税義務者の同一生計配偶者若しくは納税義務者と生計を一にしているその他の親族のいずれかが当該特別障害者と同居を常に行っている方	530,000 円																																																
配偶者控除	生計を一にする配偶者の合計所得金額が 48 万円以下で、納税義務者の合計所得金額が 1,000 万円以下の場合																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">納税者義務者の合計所得金額</th> <th colspan="2">控 除 額</th> </tr> <tr> <th>一般の控除対象者</th> <th>老人控除対象配偶者（※）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9,000,000 円以下</td> <td>330,000 円</td> <td>380,000 円</td> </tr> <tr> <td>9,000,000 円超～9,500,000 円以下</td> <td>220,000 円</td> <td>260,000 円</td> </tr> <tr> <td>9,500,000 円超～10,000,000 円以下</td> <td>110,000 円</td> <td>130,000 円</td> </tr> <tr> <td>10,000,000 円超～</td> <td colspan="2">控除適用なし</td> </tr> </tbody> </table>	納税者義務者の合計所得金額	控 除 額		一般の控除対象者	老人控除対象配偶者（※）	9,000,000 円以下	330,000 円	380,000 円	9,000,000 円超～9,500,000 円以下	220,000 円	260,000 円	9,500,000 円超～10,000,000 円以下	110,000 円	130,000 円	10,000,000 円超～	控除適用なし		※老人控除対象配偶者 昭和 28 年 1 月 1 日以前生まれの方																															
納税者義務者の合計所得金額	控 除 額																																																	
	一般の控除対象者	老人控除対象配偶者（※）																																																
9,000,000 円以下	330,000 円	380,000 円																																																
9,000,000 円超～9,500,000 円以下	220,000 円	260,000 円																																																
9,500,000 円超～10,000,000 円以下	110,000 円	130,000 円																																																
10,000,000 円超～	控除適用なし																																																	
配偶者特別控除	生計を一にする配偶者の合計所得が 48 万円超 133 万円以下で、納税義務者の合計所得金額が 1,000 万円以下の場合																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="4">控 除 額</th> </tr> <tr> <th>納税義務者の合計所得金額 900 万円以下</th> <th>納税義務者の合計所得金額 900 万円超～950 万円以下</th> <th>納税義務者の合計所得金額 950 万円超～1,000 万円以下</th> <th>納税義務者の合計所得金額 1,000 万円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>480,000 円超～1,000,000 円以下</td> <td>330,000 円</td> <td>220,000 円</td> <td>110,000 円</td> <td rowspan="10">控除適用なし</td> </tr> <tr> <td>1,000,000 円超～1,050,000 円以下</td> <td>310,000 円</td> <td>210,000 円</td> <td>110,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,050,000 円超～1,100,000 円以下</td> <td>260,000 円</td> <td>180,000 円</td> <td>90,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,100,000 円超～1,150,000 円以下</td> <td>210,000 円</td> <td>140,000 円</td> <td>70,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,150,000 円超～1,200,000 円以下</td> <td>160,000 円</td> <td>110,000 円</td> <td>60,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,200,000 円超～1,250,000 円以下</td> <td>110,000 円</td> <td>80,000 円</td> <td>40,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,250,000 円超～1,300,000 円以下</td> <td>60,000 円</td> <td>40,000 円</td> <td>20,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,300,000 円超～1,330,000 円以下</td> <td>30,000 円</td> <td>20,000 円</td> <td>10,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,330,000 円超～</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> <td>0 円</td> </tr> </tbody> </table>	配偶者の合計所得金額	控 除 額				納税義務者の合計所得金額 900 万円以下	納税義務者の合計所得金額 900 万円超～950 万円以下	納税義務者の合計所得金額 950 万円超～1,000 万円以下	納税義務者の合計所得金額 1,000 万円超	480,000 円超～1,000,000 円以下	330,000 円	220,000 円	110,000 円	控除適用なし	1,000,000 円超～1,050,000 円以下	310,000 円	210,000 円	110,000 円	1,050,000 円超～1,100,000 円以下	260,000 円	180,000 円	90,000 円	1,100,000 円超～1,150,000 円以下	210,000 円	140,000 円	70,000 円	1,150,000 円超～1,200,000 円以下	160,000 円	110,000 円	60,000 円	1,200,000 円超～1,250,000 円以下	110,000 円	80,000 円	40,000 円	1,250,000 円超～1,300,000 円以下	60,000 円	40,000 円	20,000 円	1,300,000 円超～1,330,000 円以下	30,000 円	20,000 円	10,000 円	1,330,000 円超～	0 円	0 円	0 円			
配偶者の合計所得金額	控 除 額																																																	
	納税義務者の合計所得金額 900 万円以下	納税義務者の合計所得金額 900 万円超～950 万円以下	納税義務者の合計所得金額 950 万円超～1,000 万円以下	納税義務者の合計所得金額 1,000 万円超																																														
480,000 円超～1,000,000 円以下	330,000 円	220,000 円	110,000 円	控除適用なし																																														
1,000,000 円超～1,050,000 円以下	310,000 円	210,000 円	110,000 円																																															
1,050,000 円超～1,100,000 円以下	260,000 円	180,000 円	90,000 円																																															
1,100,000 円超～1,150,000 円以下	210,000 円	140,000 円	70,000 円																																															
1,150,000 円超～1,200,000 円以下	160,000 円	110,000 円	60,000 円																																															
1,200,000 円超～1,250,000 円以下	110,000 円	80,000 円	40,000 円																																															
1,250,000 円超～1,300,000 円以下	60,000 円	40,000 円	20,000 円																																															
1,300,000 円超～1,330,000 円以下	30,000 円	20,000 円	10,000 円																																															
1,330,000 円超～	0 円	0 円	0 円																																															
扶養控除	生計を一にする親族であり、合計所得金額が 48 万円以下の場合																																																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>該 当 者</th> <th>控 除 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般扶養親族</td> <td>平成 16 年 1 月 2 日～平成 19 年 1 月 1 日生まれの方</td> <td rowspan="2">330,000 円</td> </tr> <tr> <td>昭和 28 年 1 月 2 日～平成 12 年 1 月 1 日生まれの方</td> </tr> <tr> <td>特定扶養親族</td> <td>平成 12 年 1 月 2 日～平成 16 年 1 月 1 日生まれの方</td> <td>450,000 円</td> </tr> <tr> <td>老人扶養親族</td> <td>昭和 28 年 1 月 1 日以前生まれの方</td> <td>380,000 円</td> </tr> <tr> <td>同居老親等</td> <td>老人扶養親族のうち、納税義務者又は配偶者の直系尊属で同居している方</td> <td>450,000 円</td> </tr> <tr> <td>16 歳未満扶養親族（※）</td> <td>平成 19 年 1 月 2 日以降生まれの方</td> <td>0 円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	該 当 者	控 除 額	一般扶養親族	平成 16 年 1 月 2 日～平成 19 年 1 月 1 日生まれの方	330,000 円	昭和 28 年 1 月 2 日～平成 12 年 1 月 1 日生まれの方	特定扶養親族	平成 12 年 1 月 2 日～平成 16 年 1 月 1 日生まれの方	450,000 円	老人扶養親族	昭和 28 年 1 月 1 日以前生まれの方	380,000 円	同居老親等	老人扶養親族のうち、納税義務者又は配偶者の直系尊属で同居している方	450,000 円	16 歳未満扶養親族（※）	平成 19 年 1 月 2 日以降生まれの方	0 円	※16 歳未満扶養親族の所得控除はありませんが、住民税の非課税を判定する際の扶養人数には含まれます。																													
区 分	該 当 者	控 除 額																																																
一般扶養親族	平成 16 年 1 月 2 日～平成 19 年 1 月 1 日生まれの方	330,000 円																																																
	昭和 28 年 1 月 2 日～平成 12 年 1 月 1 日生まれの方																																																	
特定扶養親族	平成 12 年 1 月 2 日～平成 16 年 1 月 1 日生まれの方	450,000 円																																																
老人扶養親族	昭和 28 年 1 月 1 日以前生まれの方	380,000 円																																																
同居老親等	老人扶養親族のうち、納税義務者又は配偶者の直系尊属で同居している方	450,000 円																																																
16 歳未満扶養親族（※）	平成 19 年 1 月 2 日以降生まれの方	0 円																																																
基礎控除	控除額 430,000 円（納税義務者の合計所得金額が 24,000,000 円以下の場合。24,000,000 円超 24,500,000 円以下の場合は 290,000 円、24,500,000 円超 25,000,000 円以下の場合は 150,000 円、25,000,000 円超の場合は 0 円）																																																	

（注）社会保険料控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除等については、控除証明書や手帳の写しを添付することにより、申告書に記入することなく控除の適用を受けることができます。

（注）合計所得金額の内容は、住民税の非課税について（9 ページ）の※ 2 部分を参照

申告書送付用の封筒宛名について

料金受取人払郵便

310-8790

定形郵便物

水戸中央局
承認
4339

茨城県水戸市中央1-4-1

差出有効期間
令和5年5月
31日まで
(切手不要)

水戸市
財務部 市民税課 行



ご住所

お名前

キリトリ線

郵送申告にご協力ください！

左の申告書送付用の封筒宛名を切り取り、お手元の定形封筒に貼り付けることで、切手を貼らずにそのままポストに投函することができます。

- 縦型の定形封筒（長3封筒など）をご用意ください。
- 左の「封筒宛名」をキリトリ線に沿って切り取り、住所・氏名をご記入ください。
- 用意した封筒の表面にのり等でしっかり貼り付けてください。
- 申告書・添付書類・本人確認書類（写し）を入れ、封をしてください。

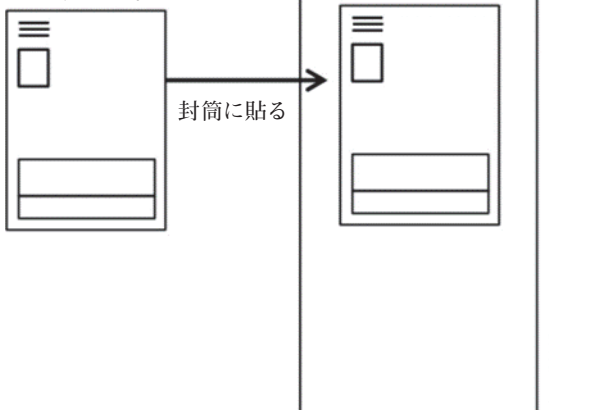
※ 封筒宛名の差出有効期間は、令和5年5月31日までとなりますのでご注意ください。

※ 宛名用紙がはがれた場合や定形外封筒を使用した場合は、差出人に返送されることがありますのでご注意ください。

申告書郵送チェックリスト

1	<input type="checkbox"/> 申告書を同封しましたか？
2	<input type="checkbox"/> 収入や控除に関する書類を同封しましたか？
3	<input type="checkbox"/> 本人確認書類のコピーを同封しましたか？
4	<input type="checkbox"/> 申告書の記入について、添付資料を同封して記入を省略した方は、申告書左の「3所得から差し引かれる金額に関する事項」中⑰～㉓の欄における配偶者控除、障害者控除、寡婦控除など該当する欄について、記入しましたか？
5	<input type="checkbox"/> 医療費控除の適用を申告する方は、医療費控除の明細書を同封しましたか？ （医療費控除の適用を受ける場合は、医療費の領収書の同封は不要です。医療費控除の明細書だけ同封してください。領収書はご自宅で5年間保管してください。）
6	<input type="checkbox"/> 申告書を送付する封筒は定形封筒ですか？

用紙の裏面にしっかりとのりづけしてください。



封筒に貼る

お問合せ先
申告書郵送先

〒310-8610 水戸市中央1丁目4番1号 水戸市 市民税課

電話 029-232-9138 (直通)

時間 8:30~17:15 (水曜日のみ19:00まで) (土・日・祝日を除く)